

|               |       |
|---------------|-------|
| 危機管理に関する取り組み  | 1・2 面 |
| 保健福祉に関する取り組み  | 3 面   |
| 次世代育成に関する取り組み | 4 面   |
| その他の主要な取り組み   | 5 面   |
| 保険料の改定・行財政改革  | 6 面   |

### 平成 24 年度予算

# 安全で安心して暮らせる千代田区を目指して

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害規模は甚大なものとなり、千代田区でも、災害対策をはじめ多くの問題点や課題が浮き彫りとなりました。

そのため、平成 24 年度予算は「生活の安全を確保し、安心して暮らせる千代田区を実現する」ために「選択と集中」の視点に立ち、厳しい内部努力をはじめとする行財政運営の効率化に取り組みながら、地域の実情を踏まえた独自の施策を展開していきます。

特に、防災対策の抜本的な見直しなどの「危機管理」、高齢者福祉をはじめとした「保健福祉」、子育て環境の整備や学校教育などの「次世代育成」の 3 つの分野を重点事項とし、さまざまな課題に迅速・的確に対応するための予算となっています。

問合せ 財政課

☎5211 - 4143



## 一般会計は 462 億 5,038 万円

各会計予算の規模(6 面)

※同時補正(平成 24 年度千代田区一般会計補正予算第 1 号 8,775 万円)を含みます。

## 危機管理に関する取り組み

### 災害に備えて地域の防災力を強化します

問合せ 防災・危機管理課 ☎5211 - 4187

#### 【拡充】 備蓄物資・機器等の整備 1 億 8,920 万円

備蓄物資は、これまで区民の避難所での生活を前提に幅広く整備してきました。しかし、東日本大震災を踏まえ、公共施設などに利用者が残留することも前提に加えた備蓄物資配備を見直しました。これにより、学校・幼稚園・保育園・高齢者施設等にも発災から 3 日間程度必要な物資を次の①～③に分類し、施設ごとの必要に応じて追加配備します。

- ①最重要物資(最低限必要な物資) 水(ペットボトル)、ビスケット(携帯食糧)、携帯トイレ
- ②重要物資(生活にとって重要な物資) オムツ、<sup>かゆ</sup>粥、粉ミルク、缶詰、アルファ米、医療資器材、衛生用品、トイレ(下水道直結型)等
- ③通常物資(生活をしていく上で必要な物資) 毛布、小型ガス発電機、照明資器材、ガスボンベ、テント、炊き出し資器材等

#### 【拡充】 デジタル式無線機の整備 7,444 万円

災害時に必要な情報収集・提供を行うため、222 台のデジタル式無線機を配備してきました。東日本大震災を踏まえ、現行の施設以外にもさらにきめ細やかな通信手段の確保が必要と考え、認証保育所、高齢者施設等にもデジタル式無線機を 69 台追加配備し、災害時の状況把握など区との情報共有に活用していきます。



▲携帯型デジタル式無線機

また、震災時に公園等に一時的に多くの

人々が避難した実態を踏まえ、新たな情報提供手段として公園等に小型スピーカーを設置する予定です。

さらに、現行の屋外スピーカーは停電後も充電により 3 日程度は稼働できますが、太陽電池パネルによる蓄電が可能な機種を順次整備し、安定的に情報を提供していきます。

#### 【独自】 【拡充】 マンション防災対策 760 万円

各マンションで備蓄物資等を購入する場合に、従来は実費の 1/2 (上限額内)の助成でしたが、平成 24 年度からは、要件等により最大 3/4 の助成とし、賃貸も助成対象に拡充しました。

また、各マンションで個別に防災計画の策定などを行う場合に、防災アドバイザーを派遣し、計画策定等を支援します。

|                    | 平成 23 年度まで |       | 平成 24 年度から   |              |
|--------------------|------------|-------|--------------|--------------|
|                    | 分譲のみ       |       | 分譲           | 賃貸           |
| エレベーター内非常用備蓄キャビネット | 支援内容       | 配付    | 前年どおり        | -            |
| AED(自動体外式除細動器)貸与   | 支援内容       | 貸与    | 前年どおり        | -            |
| 備蓄物資等の購入助成         | 上限額        | 10 万円 | 15 万円 ※1     | 10 万円        |
|                    | 補助率        | 1/2   | 3/4 ~ 1/4 ※2 | 2/3 ~ 1/4 ※2 |
|                    | 助成回数       | 1 回限り | 3 年ごと        | 3 年ごと        |
| 防災アドバイザーの派遣        | アドバイザー派遣   | 未実施   | 新規派遣開始       | -            |

※1 分譲の上限額は平成 26 年度以降は 10 万円になります。

※2 補助率は要件により異なりますので、詳しくは防災課までお問い合わせください。

## 危機管理に関する取り組み(1面より続く)

### 【独自】企業・事業所等の災害対策 990 万円

災害時に多くの帰宅困難者が発生することを想定し、区は、企業・事業所に3日分の食糧等の備蓄を呼びかけています。

平成24年度から、備蓄物資購入助成の対象要件や補助率などの見直しを行い、企業の備蓄率向上を目指します。また、企業・事業所が集中する大手町・丸の内・有楽町地域をモデル地区として、地下空間の活用について調査・検討します。

#### ■ 備蓄物資購入助成

上限額 10 万円

補助率 町会加入 = 2 / 3、町会未加入 = 1 / 3

助成回数 3 年ごと

### 【拡充】防災意識の普及・啓発 1,601 万円

区は、区民・企業・外国人等へ防災意識の向上・普及啓発(「あわてて外に出ない」「3日分の物資の備蓄を行う」「家具の固定や建物の耐震補強を行う」など)をあらゆる機会に行っていきます。また、地域防災組織の自主的な活動を強化するため、平成24年度から2年間に限り防災資器材の整備に要する経費を1団体10万円から20万円に拡充します。

### 【独自】帰宅困難者防災訓練 983 万円

大規模地震が発生した場合、区内には約57万人の帰宅困難者が発生すると想定され、区は全国に先駆けてその対策を実施してきました。しかし、東日本大震災を踏まえ、より実態に沿った訓練を行う必要性から、平成23年度は訓練内容を大幅に見直し「まずは身を守る」「あわてて帰宅しない」等の防災意識の普及啓発を図るとともに、施設における受入態勢等を検証するため、一斉防災訓練(シェイクアウト訓練等)を皮切りに帰宅困難者対応訓練を行いました。

今後は、都や周辺区とも連携協力を図っていき、広域的な帰宅困難者対策に取り組んでいきます。



▲まずは身を守る

### 【拡充】広域地図情報の整備 2,929 万円

東日本大震災を踏まえ、帰宅困難者へ千代田区周辺の広域地図情報を提供する必要性から、平成24年度からは、区が設置している総合防災案内板142基に広域地図を追加します。

## 建物の耐震化を支援します

問合せ 建築指導課 ☎5211-4310

### 【拡充】特定緊急輸送道路沿道の建築物 12 億 4,805 万円

震災時の建築物倒壊による主要幹線道路の閉塞を防止するため、都が指定する「特定緊急輸送道路(\*)」沿道の建築物(高さが道路幅員のおおむね1/2以上のもの)について、耐震診断・補強設計・耐震改修の費用の一部を助成します。

\*特定緊急輸送道路は、都の条例に基づいて都知事が指定した、震災時に防災拠点や港湾などを結ぶ道路、他県からの緊急物資受入等のための主要な道路のことで、区内では、麴町大通り、青山通り、目白通り、中央通り(一部)、昭和通り、蔵前橋通りなどが該当します。

#### ■ 助成内容

①耐震診断 耐震診断に要した費用(下表の床面積の単価が限度)を助成

※床面積が3,000㎡未満の場合は、15万円/階を上限額に加算

※分譲マンションを除き、

床面積が10,000㎡を超える場合は、助成対象費用の1/3 + 770万円が限度

床面積が15,000㎡を超える場合は、助成対象費用の4/5が限度

②補強設計 補強設計に要した費用(下表の床面積の単価が限度)の1/3を助成

#### ▼①②の単価限度額

| 床面積               | 単価       |
|-------------------|----------|
| 1,000㎡以下の部分       | 2,000円/㎡ |
| 1,000㎡超～2,000㎡の部分 | 1,500円/㎡ |
| 2,000㎡超の部分        | 1,000円/㎡ |

③耐震改修 耐震診断結果に基づきIs値(\*)0.6相当以上まで改修する費用の1/3を助成

※床面積が5,000㎡を超える部分は、改修する費用の1/6が限度

※マンションは、改修する費用の5/6(5,000㎡超の部分は1/2)が限度

※対象となる工事の単価の上限は、47,300円/㎡

※1棟あたり4億7,300万円を超える工事費用は、助成の対象になりません

\*Is値(構造耐震指標)とは、鉄筋コンクリート造建物等の耐震性能を表し、値が大きいほど耐震性が高くなります。Is値が0.6以上あれば、地震動に対して必要な耐震性能がおおむね確保されています。

### 【独自】マンション等 2 億 6,775 万円

分譲マンションの管理組合や賃貸マンション所有者が実施する耐震診断・補強設計・耐震改修等およびアドバイザー派遣の費用の一部を助成します。また、耐震改修は、工事を複数年に分けて行う場合でも助成対象となります。

#### ■ 助成内容

|             | 耐震診断    |           | 補強設計 |       | 耐震改修    |           |
|-------------|---------|-----------|------|-------|---------|-----------|
|             | 助成率     | 限度額       | 助成率  | 限度額   | 助成率     | 限度額       |
| 緊急輸送道路      | 80～100% | 400～500万円 | 100% | 750万円 | 2/3     | 2億3,650万円 |
| 一般道路        | 75～100% | 300～400万円 | 2/3  | 500万円 | 23%     | 1億879万円   |
| Is値0.6未満の改修 |         |           |      |       | 23%×2/3 | 7,252万円   |

#### ■ マンションアドバイザー派遣回数

耐震診断の必要性のアドバイス = 原則1回

改修工事が必要なときの工事方法・資金計画のアドバイス = 原則5回

### 【独自】木造住宅 3,300 万円

大規模地震による建物倒壊から区民の生命・財産を守るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に要する費用を助成します。

#### ■ 年齢・世帯要件・所得制限を撤廃

平成24年度から、年齢・世帯要件・所得制限を撤廃し、木造住宅に居住のすべての方が助成対象となります。また、短期間に設置が可能な耐震シェルター・耐震ベッド(\*)も助成対象となります。

#### ■ 助成内容

|     | 耐震診断 | 耐震改修※ | 耐震シェルター※ | 耐震ベッド※ |
|-----|------|-------|----------|--------|
| 限度額 | 10万円 | 100万円 | 50万円     | 50万円   |

※耐震改修、耐震シェルター・耐震ベッドの重複の助成はできません。



\*耐震シェルター・耐震ベッドとは、地震で住宅が倒壊しても部屋の一部やベッドに安全な空間を確保する装置です。既存の住宅内に設置するもので、住みながらの工事が可能なため、耐震改修工事に比べて短期間で設置することができます。

### 【独自】建築物(マンション・木造住宅以外) 2 億 7,000 万円

建築物の所有者等が実施する耐震診断の費用の一部を助成します。また、平成24年度から、建築物の住宅部分の耐震改修費用も助成対象とします。

#### ■ 助成内容

|        | 耐震診断 |       | 耐震改修(居住部分に限る)*           |     |       |
|--------|------|-------|--------------------------|-----|-------|
|        | 助成率  | 限度額   | 対象                       | 助成率 | 限度額   |
| 緊急輸送道路 | 80%  | 400万円 | 区内の建築物を所有し、かつ、住民登録をしている方 | 66% | 300万円 |
| 一般道路   | 50%  | 200万円 |                          | 23% | 150万円 |

\*耐震改修の単価限度 = 47,300円/㎡

# 保健福祉に関する取り組み

**独自 新規** (仮称)高齢者総合サポートセンターの整備(基本・実施設計)4,000 万円 高齢者総合サポートセンター整備担当課 ☎5211-3625

区の高齢者施策の中心的な役割を担う施設として(仮称)高齢者総合サポートセンターを、区役所旧庁舎跡地に整備します。

サポートセンターは「相談」「在宅ケア(医療)」「活動」「人材育成」「多世代交流」の5つの機能を持ち、24時間365日、高齢者の生活を支援します。また、サポートセンターに九段坂病院を合築します。このように、単なる相談にとどまらず、実際に高齢者へ介護と医療が連携したサービスを提供する拠点を併せ持つ施設は、都内でも初めてのものです。

平成24年度は、基本設計・実施設計を引き続き実施し、完了する予定です。

建設予定地 九段南1-6-11

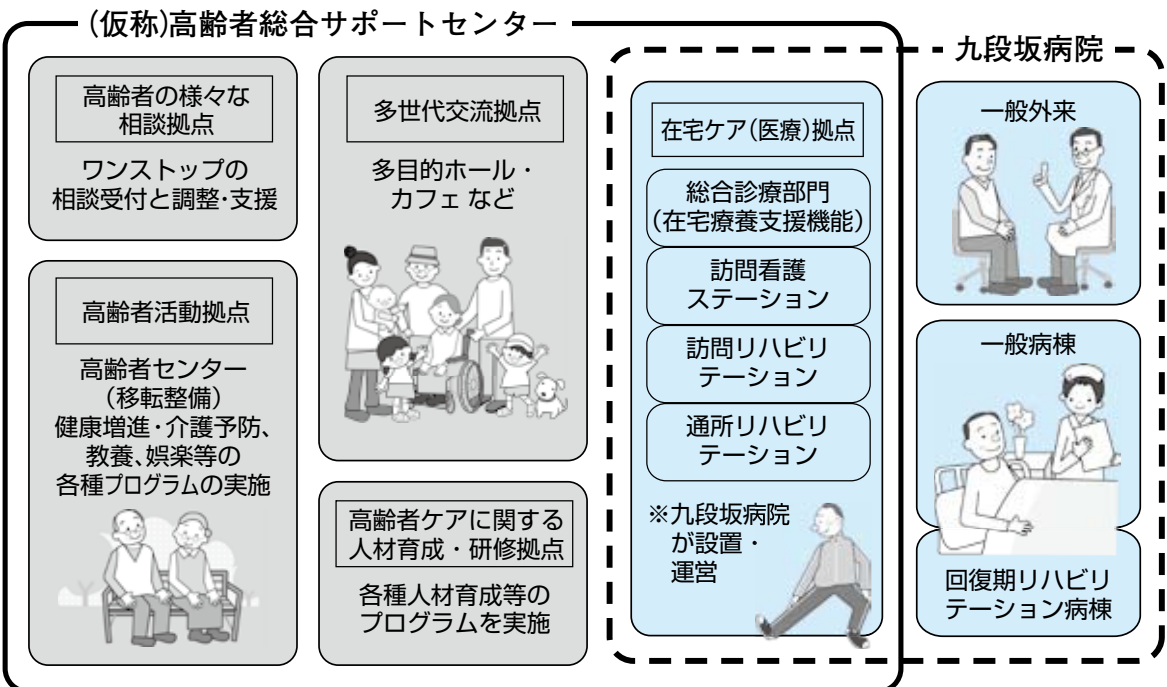
敷地面積 約3,300m<sup>2</sup>

(建ぺい率=100%(\*)/容積率=700%)

施設開設 平成27年秋ころ

\*耐火建築の場合

### ▼拠点(機能)の体系



**独自 拡充** 医療ステイ利用支援事業 473 万円

高齢介護課 ☎5211-4221

要支援・要介護の認定を受け、かつ医療処置を必要とする方が、介護者の事情などにより、在宅での療養が一時的に困難となった際、区と協定を締結した病院に短期間入院できます。

借上げ型でなく、区内病院との協定によって適時利用できる医療ステイは、3年前から始めた東京23区初の事業です。

平成24年度は、協定病院を5か所に増やします。

協定病院 杏雲堂病院(平成24年度受入開始)、三楽病院、三井記念病院、九段坂病院、半蔵門病院

利用限度 1か月あたり10日

自己負担 入院にかかる医療費・入院時食事医療費など(保険外利用分を含む)

※区は、医療ステイで利用する病室の室料(協定料金)を負担します。

**新規** 補聴器の購入費助成 125 万円

生活福祉課 ☎5211-4214

身体障害者手帳の対象とならない聴力程度で、家族等とコミュニケーションがとりにくい方に対し、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・本人または扶養義務者等の前年の所得が、千代田区心身障害者福祉手当の所得基準の範囲内である
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない
- ・過去にこの事業の助成を受けていない

※医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める意見書を提出していただきます。

助成額 購入費用の9割(25,000円を限度)

**新規** 禁煙支援事業 67 万円

健康推進課 ☎5211-8171

禁煙を希望している方が禁煙を達成できるよう、区内の薬局約10か所の協力により支援します。2~3か月間、定期的に禁煙相談や指導を行い、ニコチンパッチやニコチンガムを使用して、禁煙達成を目指します。

区は、相談体制を強化し、禁煙の達成と継続を支援するとともに、達成できなかった方にも保健師等によるフォローを実施します。

対象者 禁煙を希望している20歳以上の区内在住者のうち、保険適用による禁煙治療を受けられない方(\*)

\*次のすべてに該当する方は、保険適用による禁煙治療が受けられます。

- ・直ちに禁煙しようと考えている
- ・ニコチン依存症に関するスクリーニングテストが5点以上である
- ・ブリンクマン指数(1日の本数×喫煙年数)が200以上である
- ・禁煙治療を受けることを文書で同意している

**拡充** シルバートレーニングスタジオ 1,126 万円

高齢介護課 ☎5211-4222

筋力や生活機能の低下を予防するため、高齢者が身近な施設で気軽に運動できる環境を整備しています。平成24年度は、会場を11か所に増やします。

対象者 歩いて行き帰りができる65歳以上の区内在住者

新設会場 和泉橋区民館(神田佐久間町1-11)



**拡充** 女性のがん対策 5,604 万円

健康推進課 ☎5211-8171

次の方に、子宮がん・乳がん検診を行っています。また、平成24年度から、乳がん検診は、指定医療機関での個別検診のほか集団検診を行います。このほか、乳がん自己触診グローブを購入しイベント等で活用します。

なお、平成22年度から開始した子宮頸がんワクチン接種費用の助成は、子どもの予防接種事業として引き続き実施します。

| 検診名  | 対象                          | 自己負担額 |
|------|-----------------------------|-------|
| 子宮がん | 平成24年度に20歳以上の偶数年齢に達する方      | 800円  |
|      | 平成24年度に21・26・31・36・41歳に達する方 | 無料    |
| 乳がん  | 平成24年度に40歳以上の偶数年齢に達する方      | 800円  |
|      | 平成24年度に41・46・51・56・61歳に達する方 | 無料    |

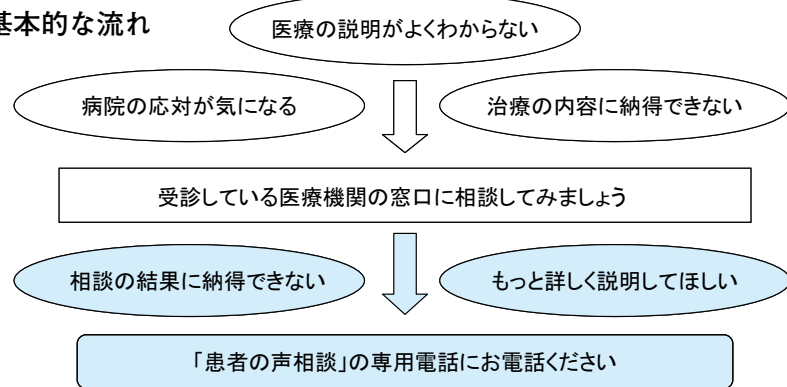
**新規** 患者の声相談 346 万円

地域保健課 ☎5211-8163

区民が自分の受けた医療について疑問や不安を持っている時、病院等の医療現場の経験がある専門相談員(看護師)が専用の電話で相談に応じ、医療に関する不安解消を目指します。

受付日時 月・水・金曜の9時~12時・13時~17時(祝日・年末年始を除く)

### ■基本的な流れ



相談内容によっては適切な担当部署をご案内します

# 次世代育成に関する取り組み

**独自 拡充 次世代育成住宅助成** 1億 1,929 万円  
まちづくり総務課 ☎5211-3607

区は、定住性の向上や世帯構成のバランスの改善を目指して、親元近居のために住み替えをする子育て・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯へ住宅助成を行い、世代間共助のライフスタイルを支援しています。

平成 23 年度までの時限事業でしたが、住宅関連要件を緩和して、平成 25 年度まで新規申請を受け付けます。

**緩和された住宅関連要件**

- ・家賃、売買価格の上限を撤廃
- ・住居面積を緩和(2人世帯 = 30㎡以上 / 3人世帯 = 40㎡以上 / 4人以上世帯 = 50㎡以上、賃貸・マイホーム共通)
- ・世帯構成等に応じて月額 6 千円～8 万円を助成します。

**独自 新規 子どもの遊び場確保の取組み** 97 万円  
子ども総務課 ☎5211-4272

子どもが健やかに成長するためには、体を使って思いきり遊ぶことが重要です。区民世論調査等でも、遊び場の確保に関する要望が多く寄せられています。

平成 24 年度は、野外での子どもの遊び場確保について、幼児教育の研究者・区・地域等による検討会を設置し、区立公園などを活用したモデル事業を試行します。この検討会での議論やモデル事業の検証等により「(仮称)子どもの遊び場確保条例」の制定を目指します。

**新規 家庭的保育事業(保育ママ)** 1,497 万円  
子ども支援課 ☎5211-4228

保育に欠ける少人数の乳幼児を、家庭的な雰囲気の中で保育する「家庭的保育事業」を平成 24 年度から新たに実施します。区が認定した複数の「保育ママ(\*)」が保育し、子ども一人ひとりの発達状況やその日の体調などに合わせ、きめ細かく質の高い保育を提供していきます。

\*保育ママとは、国のガイドラインに基づく講習を区が行い、子育てに必要知識や技能を持った保育者のことです。

開設予定 6 月頃

保育時間 月～金曜(年末年始・祝日を除く)

基本保育 = 7 時 30 分～18 時 30 分 / 延長保育 = 18 時 30 分～19 時 30 分

対象 次のすべてに該当する方(定員 5 名)

- ・区内在住である
- ・児童が生後 57 日以上 3 歳未満(平成 24 年 4 月 1 日現在)である
- ・認可保育所の入所要件を有している
- ・保育者と 3 親等以内の親族関係にない

**拡充 児童療育事業** 7,489 万円  
施設改修((仮称)子ども発達センター) 1億 3,200 万円  
子ども施設課 ☎5211-4331 / 児童・家庭支援センター ☎5298-0241

発達障害児や心身障害児などの早期支援として、臨床発達心理士や言語聴覚士等が個別・集団指導を行い、児童の発達特性を明確にして児童の能力を最大限に伸ばします。また、子どもの発達に不安のある保護者の来所・電話相談に随時対応し、保護者や園に育て方や環境整備の助言を行います。

平成 24 年度は、保育園や幼稚園から小学校へと大きく異なる環境の変化に対応し、特別支援教育へ円滑に移行できるよう、事業の対象を小学 1 年生まで拡大します。また、これまでの児童療育事業の量的拡大と質的向上を図るため、児童・家庭支援センター(神田さくら館 6 階)の施設を改修し「(仮称)子ども発達センター」を 11 月に開設します。

**新規 障害児放課後等支援事業** 476 万円  
児童・家庭支援センター ☎5298-0241

区外の特別支援学校の中等部・高等部等に通う児童に機能訓練やレクリエーション活動を用意し、成長・発達を促すとともに、日常的に介助を行う保護者の負担を軽減します。

実施日 学校休業日(夏・冬・春休み)のうち 26 日間 8 時 30 分～17 時

※1 人あたりの年間利用日数は 14 日(夏休み 10 日 / 冬・春休み各 2 日)

対象 区内在住の特別支援学校の中等部・高等部等に通う児童(知的障害児 10 人 / 肢体不自由児 5 人)

**独自のための手当 次世代育成手当** 6億 8,409 万円  
7,115 万円  
子ども支援課 ☎5211-4228

区は、妊娠時から高校生相当年齢(18 歳になる年度の 3 月 31 日)までの支援が、児童の健全育成の観点から不可欠と考えています。0 歳から中学校修了(15 歳になる年度の 3 月 31 日)までの児童には国制度の「子どものための手当(\* / 旧子ども手当)」を支給します。また、子どものための手当の支給対象でない妊娠時と高校生相当年齢者に対しては、所得制限がない「次世代育成手当」を区が独自に支給します。

**▼学年等による手当の種類・支給額**

| 学年等   | 妊娠時<br>(第 20 週以降)              | 未就学児                  | 小学生 | 中学生 | 高校生相当                |
|-------|--------------------------------|-----------------------|-----|-----|----------------------|
| 手当の名称 | 【区独自手当】<br>次世代育成手当<br>(誕生準備手当) | 【国制度】<br>子どものための手当(*) |     |     | 【区独自手当】<br>次世代育成手当   |
| 支給額   | 1 回につき<br>45,000 円             | 変更あり(下図表参照)           |     |     | 1 人につき<br>月額 5,000 円 |

**▼子どものための手当(\*)の変更内容**

| 平成 24 年 5 月分まで   | 平成 24 年 6 月分から  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 歳児未満 1 人につき月額 15,000 円</li> <li>・3 歳～小学生の児童<br/>第 1・2 子 1 人につき月額 10,000 円<br/>第 3 子以降 1 人につき月額 15,000 円</li> <li>・中学生 1 人につき月額 10,000 円</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限内<br/>(年収 960 万円以下)<br/>手当額変更なし</li> <li>所得制限外<br/>(年収 960 万円超過)<br/>児童 1 人につき<br/>一律月額 5,000 円</li> </ul> |

\*名称が変更になる場合があります。

**独自の高校生等医療費助成** 5,342 万円  
子ども支援課 ☎5211-4228

保護者と子どもがともに区内に住所を有し、国内の健康保険に加入している方を対象に、所得制限なしに子どもの医療費を助成しています。

平成 23 年度から、従来のこども医療費助成制度に加えて、高校生等まで対象を拡大し、医療費を助成しています。なお、高校生等医療費助成は平成 24 年 10 月を目途に現物給付(医療証提示・医療機関窓口での支払いなし)とするよう、関係機関との協議を進めます。

**独自の新規 部活動の推進** 1,120 万円  
指導課 ☎5211-4282

学校と専門家が連携してクラブ活動・部活動の充実を図り、技術力の向上と、集団活動による子どもの社会性を育みます。また、地域行事への積極的な参加や、対外的な試合・コンクールへの出場・入賞を目指すことで、子どもの個性を伸ばし、自己を活かす能力を養います。

**独自の新規 (仮称)千代田幼保一体施設の整備** 1億 3,690 万円  
子ども施設課 ☎5211-4331 / 子ども支援課 ☎5211-4228

保育園の待機児童が発生している一方で、神田地区の一部の幼稚園では園児数が著しく減少しています。そのため、平成 24 年度は、千代田幼稚園の一部を改修し、小学校就学前の子どもが入園可能な幼保一体施設として開設できるよう準備します。

同様の施設として、4 月 1 日から「昌平幼保一体施設」を開設しました。

## 保育園・こども園の保育料はこれまでと同じ水準

子ども支援課 ☎5211-4228

平成 22 年度の税制改正で年少扶養控除が廃止され、そのままでは保育園・こども園の保育料が上がります。しかし、世帯の所得は税制改正以前と変わらないことから、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年少扶養控除を行ったものと見なし、これまでと同じ水準の保育料となるようにします。



# その他の主要な取り組み

**独自** 消費生活支援事業(スタンプカード・懸賞はがき事業) 8,120万円  
区民生活課 ☎5211-4185

18歳未満と65歳以上の区民を対象にスタンプカード事業、全消費者を対象に懸賞はがき事業を行います。地域の身近な店に繰り返し足を運び、購買してもらうことで、商店街や地域の活性化につなげていきます。  
また、CES(\*)に参加する事業加盟店を「環境配慮店」に認定し、環境配慮活動を促進していきます。

\*CESは、区独自の環境マネジメントシステムで「Chiyoda Eco System(千代田エコシステム)」の略称です。このシステムは、区内に住み・働き・学ぶ、すべての人々が参加できる環境配慮行動の仕組みです。

**独自** 商工融資事業 12億5,056万円  
区民生活課 ☎5211-4344

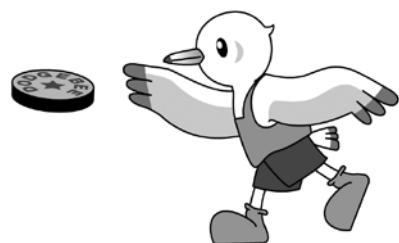
中小企業者が低利で融資が受けられるように、利子補給や信用保証料を補助します。平成24年度は、震災や円高の影響等により事業経営に支障が生じている中小企業者を対象とした優遇措置や、代表者が区民の事業所に対しては、区が独自に返済条件変更時の信用保証料の補助を行います。

**スポーツセンター改修整備** 6億3,246万円  
文化スポーツ課 ☎5211-3627

スポーツセンターは、給排水設備や空調設備の老朽化が著しく進んでいるため、平成23年度の実施設計に引き続き、平成24年度は改修工事を行います。また、利用者の利便性を高めるため、更衣室等のリニューアルを行います。なお、9月から来年3月まで全館休館する予定です。代替施設の利用等については、改めて広報千代田でお知らせします。

**新規** 東京国体準備 120万円  
文化スポーツ課 ☎5211-3627

平成25年に開催される東京国体(スポーツ祭東京2013)では、区内でデモンストレーション種目競技「ドッジビー」が開催されます。平成24年度は、大会運営協力者との連携を図り「ドッジビー」の講習会やプレ大会を開催し、多くの区民に体験してもらうなどの普及啓発活動を行います。



▲スポーツ祭東京2013「ゆりーと」

**日比谷図書文化館事業運営** 4億629万円  
図書・文化資源課 ☎5211-3629

昨年11月、区の新たな図書・文化施設として「千代田区立日比谷図書文化館」がオープンしました。図書館機能だけでなく、ミュージアム機能や文化活動機能などを有した全く新しい施設です。

平成24年度は、利用者からの要望の多い蔵書を充実し、開館1周年を迎える秋には記念特別展示を開催します。

**拡充** 図書館事業運営 4億8,300万円  
図書・文化資源課 ☎5211-3629

区立図書館(千代田、四番町、昌平まちかど、神田まちかどの4館)は、指定管理者による運営の第2期目を迎え、より一層魅力あふれる図書館サービスを提供していきます。平成24年度からは、区立小学校等への司書派遣回数を増やします。また、小学校で培った読書習慣をより一層育むため、新たに区立中学校へ司書を派遣します。

司書の派遣回数 区立保育園・こども園・幼稚園・児童館=月2回/区立小学校=週3回/区立中学校=週1回

**新規** 屋外広告物の安全推進 2,006万円  
まちづくり総務課 ☎5211-3631

建築物の屋上や壁面等に設置されている広告塔・広告板等の屋外広告物の損傷確認や落下防止のための実態調査を実施し、危険な物に対しては是正指導を行い、区民等の安全性の確保を図っていきます。

調査は2年をかけて行い、平成24年度は神田地域を、平成25年度は麹町地域を予定しています。

**独自 拡充** 地球温暖化対策の推進 1億1,887万円  
環境・温暖化対策課 ☎5211-3655

**LED照明普及促進事業**  
省エネ効果の高い「LED照明」の普及促進を図るため、すべての家庭および事務所などを対象に助成等を行います。これにより、節電とCO<sub>2</sub>の削減を推進します。

家庭向け LED照明を5,000円以上購入した方を対象に、購入金額に応じて最大40%の「エコ・アクション・ポイント(\*)」または「クオカード」を差し上げます。

事業所等向け 事務所や店舗など家庭を除くすべての建物等を対象に、LED照明への交換・改修について助成を行います。

対象=事務所、店舗、学校、病院等の共用・専用部、マンション共用部

内容=設置費用の30%(上限30万円)

\*エコ・アクション・ポイントは、一人ひとりの環境活動(エコアクション)に対して、ポイントを付与する環境省が推進するポイントプログラムです。ポイントを貯めると、商品券や食事券等と交換することができます。詳しくは、エコ・アクション・ポイントのホームページ(<http://eco-ap.jp>)をご覧ください。



**その他の省エネ推進のための各種助成制度(都・国は予定)**  
\*助成団体の凡例 ◎=区のみ / ◇=区・都・国 / □=区・都 / △=区・国

| 助成対象                                | 対象等     | 助成内容( )は上限  | 助成団体* | 新築 | 既築   | CO <sub>2</sub> 削減効果/年・件 |
|-------------------------------------|---------|---|-------|----|------|--------------------------|
| 太陽光発電システム                           | 家庭用     | 10万円/kW(40万円)                                     | ◇     | ○  | ○    | 35%程度                    |
|                                     | 業務用     | 10万円/kW(100万円)                                    | ◎     |    |      |                          |
| CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) | 家庭用     | 機器費用の15%(10万円)                                    | ◎     | —  | ○    | 50%程度                    |
|                                     | 業務用     | 機器費用の5%(10万円)                                     | ◎     |    |      |                          |
| ガスエンジン給湯器(エコウィル/ジェネライト)             | 家庭用     | 機器費用の15%(10万円)                                    | □     | —  | ○    | 40%程度                    |
|                                     | 業務用     | 機器費用の5%(10万円)                                     | ◎     |    |      |                          |
| 燃料電池システム(エネファーム)                    | 家庭用     | 機器費用の20%(50万円)                                    | ◇     | ○  | ○    | 40%程度                    |
|                                     | 業務用     | 機器費用の20%(50万円)                                    | ◎     |    |      |                          |
| 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)                    | 家庭用     | 機器費用の20%(5万円)                                     | ◎     | —  | ○    | 15%程度                    |
|                                     | 業務用     | 機器費用の10%(5万円)                                     | ◎     |    |      |                          |
| 省エネ診断後の空調改修                         | 業務用     | 設置費用の20%(100万円)                                   | □     | —  | ○    | 10~20%程度                 |
| 省エネ診断後の設備改修(空調以外)                   | 業務用     | 設置費用の20%(100万円)                                   | □     | —  | ○    | 改修内容による                  |
| 外壁・窓等の断熱改修等                         | 新築      | 断熱施工費用(差額)の20%(100万円)                             | ◎     | ○  | ○    | 10~30%程度                 |
|                                     | 既築      | 断熱施工費用の20%(100万円)                                 | ◎     |    |      |                          |
| 電気自動車                               | 中小事業者向け | 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4(25万円<リース契約含む>) | ◇     |    | 買替限定 | 70%程度                    |
| プラグインハイブリッド車                        |         |   |       |    |      | 40%程度                    |
| 電気自動車用充電設備                          | 急速      | 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4(37.5万円)        | ◇     | ○  | ○    | —                        |
|                                     | 普通      | 機器費用の20%(10万円)                                    | △     |    |      |                          |

**独自 拡充** 資源回収事業 5億1,912万円  
千代田清掃事務所 ☎3251-0566

区の目標である「資源循環型都市千代田」の構築に向けて、ごみの減量やリサイクルを推進するため、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の徹底を図ります。平成24年度は、紙ごみと製品プラスチックの資源回収の拡充に取り組んでいきます。

# 保険料の改定

## 国民健康保険料

保険年金課 ☎5211 - 4204

1人あたりの医療費は年々増加しており、平成24年度も医療給付費等は前年度から増加することが見込まれます。そのため、1人あたりの国民健康保険料は、区平均で平成23年度と比べて1,606円増となります。

特別区(東京23区)は、区税等を法で定められた以上に繰り入れを行うことで、保険料の上昇をできるだけ抑制しています。区も、平成24年度は、一般会計から2億5,399万円の法定外繰入を行います。また、所得の低い加入者の負担を軽くするための均等割の軽減措置など、保険料の減額措置も昨年度に引き続き実施します。

### ■平成24年度の保険料

| 区分           |        | 平成24年度   | 平成23年度   | 増減      |
|--------------|--------|----------|----------|---------|
| 保険料<br>※1    | 均等割    | 40,200円  | 39,900円  | 300円増   |
|              | 所得割    | 8.51%    | 8.09%    | 0.42%増  |
|              | 上限額    | 65万円     | 65万円     | 0円      |
| 1人あたり<br>保険料 | 特別区平均  | 98,674円  | 98,285円  | 389円増   |
|              | 千代田区平均 | 117,977円 | 116,371円 | 1,606円増 |

| 介護納付金分<br>※2 |     | 平成24年度  | 平成23年度  | 増減     |
|--------------|-----|---------|---------|--------|
| 介護納付金分<br>※2 | 均等割 | 14,100円 | 13,200円 | 900円増  |
|              | 所得割 | 0.90%   | 0.77%   | 0.13%増 |
|              | 上限額 | 12万円    | 12万円    | 0円     |

※1 国民健康保険の医療分と後期高齢者医療制度の支援分です。  
 ※2 40歳から64歳までの被保険者が負担する介護保険の保険料です。

## 後期高齢者医療保険料

保険年金課 ☎5211 - 4206

後期高齢者医療制度は、高齢化が進む中で、医療制度の将来にわたる維持や高齢者に対する適切な医療給付等を行うための仕組みです。これにより、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を目指しています。

都では、すべての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連

合」が運営主体となり、平成20年4月にスタートしました。

保険料は2年に1度見直しが行われ、平成24・25年度は新たな保険料(平均10.3%増の見込み)が適用されます。急激な負担増を緩和するため、抑制策を実施し、保険料の軽減を行います。

### ■1人あたりの平均保険料見込額

| 平成23年度算定時 | 平成24・25年度 | 増減      | 増減率    |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 84,527円   | 93,258円   | 8,731円増 | 10.3%増 |

## 介護保険料

高齢介護課 ☎5211 - 4219

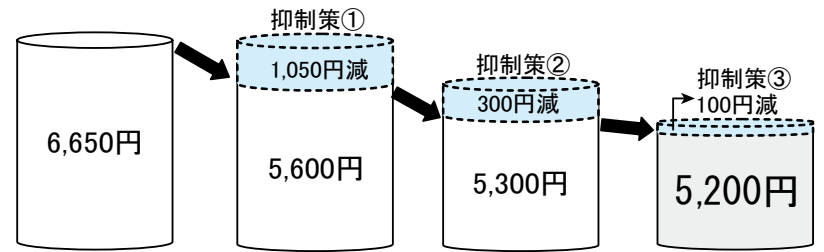
### ■平成24年度～26年度の介護保険料基準月額

要介護認定者の増加・サービス利用料の増加・介護報酬の増改定等により介護給付費が増加しているため、65歳以上の第1号被保険者の保険料基準月額は、現在の4,200円から5,200円に上がります。

紙おむつの支給など介護保険外で実施しているサービスを介護保険で行うと、保険料の基準月額は6,650円になりますが、保険料の上昇をできるだけ抑制するため、区は次の方策を講じました。

### ■保険料の上昇抑制策

- 抑制策① 紙おむつの支給などの介護保険外サービスを引き続き一般会計での施策として実施し、基準月額を1,050円軽減
- 抑制策② 負担能力に応じた保険料段階の見直しを行い、現行の9段階を12段階に細分化して、基準月額を300円軽減
- 抑制策③ 区の介護保険運営基金の取り崩しや、東京都財政安定化基金交付金の活用により、基準月額を100円軽減



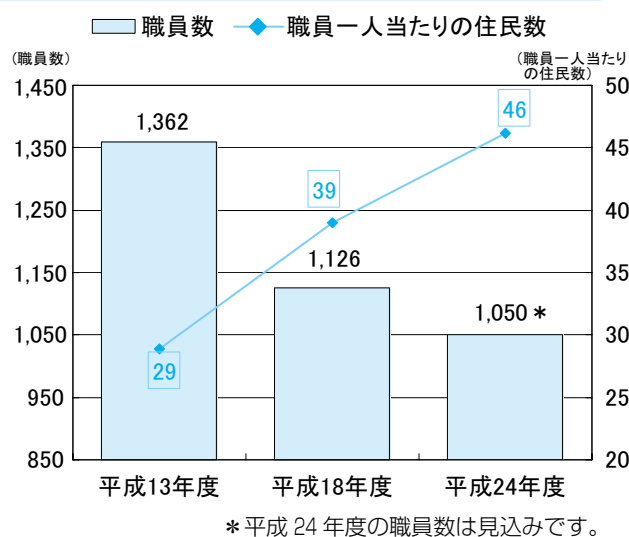
# 行財政改革の取り組み

区民の皆さんの生活を支え、安心を守るなど、さまざまな取り組みをするためには、財政基盤がしっかりしていることが必要です。そのために、区は職員数の削減などの行財政改革に取り組むとともに、借金(区債)に頼らない財政運営を行っています。

## 職員数の推移

人事課 ☎5211 - 4148

区は、平成14年に「千代田区行財政改革に関する基本条例」を制定し、その中で人件費比率の目標を定め、人件費の抑制に取り組んでいます。この結果、平成13年度からの11年間で312名の職員数を純減し、効率的に仕事をしよう努めています。

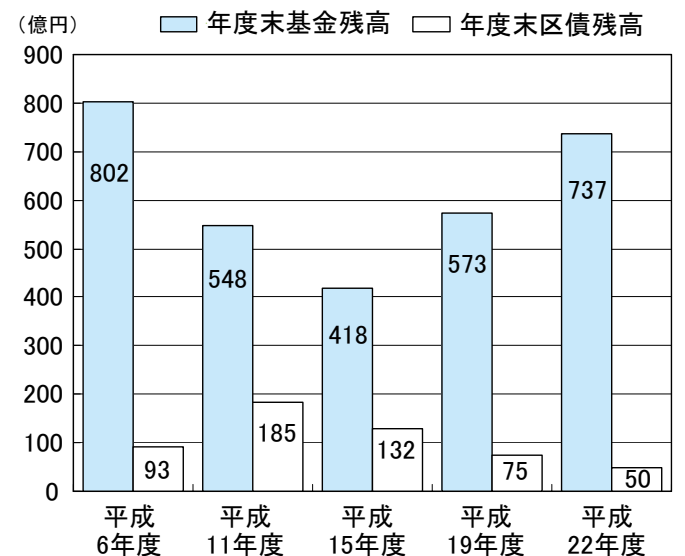


## 区の貯金(基金)と借金(区債)の推移

財政課 ☎5211 - 4142

「基金」と「区債」は、一般家庭の「貯金」や「借金」にあたります。一般の家庭でも、借金が増えると返済のために他の使い道が制限されるように、区も区民サービス向上のための新たな施策に取り組みにくくなります。

区は、平成12年度以降、新規の区債を発行していません。次代を担う世代に負担を押しつけることのないように、今後も内部努力を続けていきます。



# 各会計の予算規模

(単位：百万円)

|             | 平成24年度  | 平成23年度 | 増減額    | 増減率   |
|-------------|---------|--------|--------|-------|
| 一般会計        | 46,250* | 48,918 | 2,667減 | 5.5%減 |
| 国民健康保険事業会計  | 5,001   | 4,898  | 103増   | 2.1%増 |
| 介護保険特別会計    | 3,671   | 3,386  | 285増   | 8.4%増 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1,551   | 1,444  | 107増   | 7.4%増 |
| 全会計合計       | 56,472  | 58,646 | 2,173減 | 3.7%減 |

\*平成24年度の一般会計は、同時補正(平成24年度千代田区一般会計補正予算第1号8,775万円)を含みます。  
 ※千円単位で計算し、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

## 詳しい内容は「区の仕事のあらまし」をご覧ください

今回お知らせした平成24年度予算を、わかりやすくまとめた「平成24年度 区の仕事のあらまし」(1部600円)を情報コーナー(区役所2階)で4月中旬から販売する予定です。どうぞご利用ください。また、区のホームページでもご覧になれます。

URL <http://www.city.chiyoda.lg.jp/service/00139/d0013917.html>

